

境界について  
お隣と話し合いしても  
解決しない

お隣のブロック塀が  
境界を越えている?

境界杭が  
無くなっている?

土地売却したいけど  
境界が定まらない



# 土地境界のことでお困りではありませんか?

ご相談は  
無料です

土地の登記や筆界特定を行う法務局と土地の境界や登記の専門家の土地家屋調査士が行う京都境界問題解決支援センターで、皆様の境界に関する相談にお応えするため、境界問題相談所を開設し、トラブルに応じた解決制度の説明や助言を行っております。

## 境界問題無料相談所

相談日時 每月第3・4水曜日 午後2時～午後4時30分

相談場所 京都地方法務局 1階地図整備・筆界特定室

京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197番地

相談時間 1件あたり1時間程度

相談員 法務局職員、認定土地家屋調査士\*

\*認定土地家屋調査士とは  
土地家屋調査士法第3条  
第1項第7号に規定する  
業務を行うことができる  
土地家屋調査士です。



相談は**予約制**ですので、前週金曜日までに電話でご予約ください。また、相談に来られる際は、具体的にお伺いするために、お手持ちの資料などをご持参ください。

共催：京都地方法務局、京都境界問題解決支援センター（認証ADR機関）

お問い合わせ先（予約先） 京都地方法務局 筆界特定室 TEL 075-231-0347

予約受付時間：平日 午前9時～午後5時